

近代ドイツにおける監獄制度の改革 ～エーベルハルト・シュミット『ドイツ刑事司法史入門』より

村上裕*・藤本幸二**・永田千晶***

1. 解題

本稿の目的は、ドイツ刑法学の大家エーベルハルト・シュミットの手になる大著『ドイツ刑事司法史』¹⁾から、その「第三部 近代的刑事政策の発展」のうち「第一編 啓蒙主義」からの一部(二四三)と、「第二編 法治国家とリベラルの時代」のうち「行刑(三〇〇-三〇三)」を訳出し、もって18世紀中葉から19世紀にかけてドイツ地域でなされた監獄制度改革についての概要を知ることにある。

エーベルハルト・シュミットは、刑法学にいわゆる「近代学派(新派)」の開拓者フランツ・フォン・リストの門下生であり、彼とともに『リスト=シュミット・ドイツ刑法教科書(Lehrbuch des deutschen Strafrechts)』を執筆した実定法学者である。また、我が国においては、第二次世界大戦以前にドイツ学界の主導的立場にあった刑法学者としてその名を知られている。宮澤浩一は彼の死に際して、次のような記述を残している。

「日本の刑法学は、シュミット教授の残された著作から、多くのものを学んだ。戦前は、リスト=シュミットのドイツ刑法教科書、殊にその二五版、二六版から大きな影響を受けた。規範的責任論、そして期待可能性の理論を研究した者には、リストの遺著を断えずアップ・トゥ・デートなものにしようと努め、当時の新しい学説の動向に怠りなく注意を払われたその努力をそっくりそのまま利用した例は多い。リスト=シュミットの体系書の簡潔な叙述の中に含蓄のある個所を見出し、これをヒントに多くのテーマをふくらませなかった人は居ないであろう。」²⁾

他方でシュミットは、法史学、特にドイツ刑事法史についても大きな関心を寄せ、幾多の業績を残していた。そもそも、彼の学位取得論文「フリードリヒ・ヴィルヘルム一世およびフリードリヒ二世治世下プロイセンにおける刑事政策(Die Kriminalpolitik Preußens unter Friedrich Wilhelm I. und Friedrich II.)」(1914年)と教授資格請求論文「国庫財務官と刑事手続 ブランデンブルグ=プロイセンにおける政府組織と刑事手続の史料的研究(Fiskalat und Strafprozeß. Archivalische Studien zur Geschichte der Behördenorganisation und Strafprozeßrechts in Brandenburg-Preußen.)」(1921年)は、タイトルからもわかる通り、刑事政策、法史学、そし

* 関東学院大学法学部教授

** 岩手大学准教授

*** 岩手大学大学院人文社会科学部研究科修士課程

1) Schmidt, Eberhard, Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, Unveränd. Nachdr. 3. Aufl., Göttingen, 1983.

2) 宮澤浩一「エーベルハルト・シュミット教授の御永眠」『ジュリスト』648巻, 1977年, 73頁。

て刑事訴訟法という三つの分野にまたがるものであった。シュミットは第二次大戦後、その中心的活動領域を刑事訴訟法分野に移し、『刑事訴訟法および裁判所構成法コメンタール (Lehrkommentar zur Strafprozessordnung und zum Gerichtsverfassungs-gesetz)』(1952-1960年)を完成させたが、その一方で、第二次大戦中に母国ドイツの、特に刑事法が「裁判官ではなく死刑執行人が権力を握る」³⁾状態に陥ってしまった事実を憂慮し、「正義のための闘争において」「確実な立脚点」⁴⁾を得るための刑事法の歴史的研究の重要性を強く認識するに至っていた。その結晶とも言えるのが、本稿で訳出する『ドイツ刑事司法史』である。

なお、本書を翻訳する試みは、一橋大学大学院法学研究科の故勝田有恒教授の門下生を中心としたグループにより、すでに15年以上前から行われており、本稿以前にもその一端を公表したのも存在する⁵⁾。翻訳への着手がなされたそもそもの経緯についてはそちらを参照いただきたいが、ここでは、2014年の現在、本稿において近代ドイツにおける監獄制度の変遷を扱う部分を訳出する独自の理由として、以下に、時代的な必要性を掲げておきたい。

平成11年の司法制度改革審議会の設置を端緒とする、我が国における近時の刑事司法改革は、主として刑事手続法と実体刑法の領域を中心に、国民の司法参加、手続における被害者の主体性の回復、そして交通関係犯罪と少年犯罪に関する厳罰化⁶⁾を目指して進められてきた。こうした方向性のそれぞれが、現在の裁判員制度(平成21年施行。以下、施行年を示す)や被害者参加制度(平成20年)、危険運転致死傷罪(平成13年)・自動車運転過失致死傷罪(平成19年)の創設、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」(平成26年)の成立、平成13年・平成19年・平成26年の三度に渡る少年法改正といった立法に結実したことは言うまでもない。

しかしながら、これらの刑事司法改革は、厳罰化を旗印にしながらも、肝心の行刑制度については手続法や実体法に見られたほどの抜本的な改変をもたらすには至っていない⁷⁾。「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(平成18年)は、明治41年より効力を持ち続けてきた旧監獄法(「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」)を廃止した点では画期的なものであったが、しかしその内実は従来の運用実務の大枠を引き継ぐものであり、目的とされた被収容者の権利保障を十分に実現するものではないという評価も見られるほどであった⁸⁾。同法の構造的な問題は、翌年の改正等で手当てがなされたが⁹⁾、行刑制度に関する大きな

3) Schmidt, a.a.O., S.17.

4) Ibid.

5) E.シュミット/山内進・屋敷二郎訳「ドイツ刑事司法史 第三部 近代的刑事政策の発展第一編 啓蒙主義(一)」『ユリスブルデンティア 国際比較法研究IV』(ミネルヴァ書房, 1995年)

6) 特にこの方向性に関しては刑事政策学者を中心に、ポピュリズムであるとの批判が当初からなされている。例として、浜井浩一「日本における厳罰化ポピュリズムと検察官」『犯罪社会学研究』33巻, 2008年, 67-92頁。

7) 厳罰化思想に基づく実体法改革は、しかしながら自由刑を中心とする我が国の刑罰体系を揺るがすものではなく、この間に新設された死刑犯罪は、わずかに海賊行為による殺人(「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」, 平成21年)の1件を数えるのみである。むしろ、平成26年の少年法改正で少年に対する有期刑と不定期刑の上限が引き上げられたことなどを鑑みると、刑務所における行刑制度が十全に機能するか否かは刑事司法改革全体の成否を判断する最も重要なファクターとなるように思われる。

8) 代表的なものとして、村井敏邦「行刑改革における理念と現実」菊田幸一＝海渡雄一編『刑務所改革』(日本評論社, 2007年), 3頁。

9) 平田和一「刑事収容施設における「不服申立て」概観(2・完)」『専修法学論集』105巻, 2009年, 53-54頁

変化としてはむしろ、同じく平成19年を皮切りとする各地におけるいわゆるPFI刑務所の開所を挙げるべきであろう。その主たる目的は限界に達していた過剰収容の問題を解決することに置かれていたものの、民間資本を導入したことが、矯正教育の充実や社会復帰の円滑化等の副次的な効果をもたらしたと評価されている。

このPFI刑務所の開所を契機として、まずは行刑実務の運用レベルでの新しい試みが各地で行われるようになった。主なものだけでも、島根あさひ社会復帰促進センターでの人間性回復プログラムの実施(平成21年)、静岡刑務所と黒羽刑務所における民間委託の職業訓練開始(平成22年)、同じく静岡刑務所・黒羽刑務所での刑務所内で企業の採用担当者と受刑者が面談する「職業フォーラム」の開催(平成23年)、大阪府吹田市をはじめとする、自治体による保護観察中の少年を市の臨時職員として雇用する協定の締結(平成23年以降)、関西の中小企業と日本財団との協働のもと、刑務所や少年院を出た人たちの人生のやり直しを支える「職親プロジェクト」の立ち上げ(平成25年)などが挙げられる。

さらにこれを受けて、行政による行刑制度に関する改革も少しずつ活発化してきている。厚生労働省は、受入先を確保できないまま矯正施設を退所し、福祉の支援を必要とする高齢者、障害者を対象として、社会福祉サービスへの引き継ぎの円滑化を図る「地域生活定着支援事業」を開始し(平成21年)、「地域生活定着支援センター」を各都道府県に配置した。法務省は、親族や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を対象とし、宿泊場所の提供や就労支援を行う「自立更生促進センター」あるいは「就業支援センター」を設置(平成21年)、さらに翌平成22年には「再犯防止のための刑務所出所者等の社会復帰支援事業」を開始した。のみならず、平成24年には犯罪白書で「刑務所出所者等の社会復帰支援」を特集として取り上げ、平成26年にも「地域支援モデル事業」を三つの女子刑務所で実施することなどを発表している。これらに加え、立法による画期的な改革としては、平成25年度の刑法改正による、いわゆる刑の一部執行猶予の導入が挙げられる。

以上見てきたように、裁判員制度の開始や交通関係犯罪法規の整備が一段落したことも関係してか、近年は行刑制度にまつわる新しい試みが次々と生み出されてきている。こうした状況は、それ以前の停滞とも言える時期に比すれば、好ましいとも考えられる。しかし他方で、それらが弥縫策の段階にとどまり、真に必要とされる改革をもたらさない可能性も憂慮せねばならない。一般に、刑事司法改革のみならず制度改革を行う場合には、そこに至るまでに当該の制度が経てきた歴史的変遷をつぶさに観察することが望ましい。というのも、改革が解決済の課題を蒸し返すことにつながったり、以前から意識されていた問題を未解決のままにしまったりすることのないよう、留意する必要があるためである。その意味において、行刑制度の歴史的研究は、改革の動きが活発化しつつある今だからこそ求められている。

しかしながら、自由刑の行刑制度の歴史に関する先行研究は、そのほとんどが国内での行刑史を対象とするものである。長谷川平蔵の手になる江戸の人足寄場発足を端緒とする日本の近代的自由刑の歴史は、もちろんそれ自体極めて興味深く、現行の行刑制度と無縁のものであるとは必ずしも言えない。さりとて、明治以降の監獄・刑務所における自由刑が、西欧由来の刑法および治罪法・刑事訴訟法を前提としており、また行刑実務に関してもドイツのいわゆる「監獄学」の影響を強く受けていることから、歴史的研究の対象は国内における沿革に限定されるべきものではなく、むしろ西欧を中心とした制度史全体に向けられるべきであろう。

我が国における世界の行刑制度に関する歴史的研究としては、重松一義の手になる『図説世界の監獄史』¹⁰⁾およびその普及版である『図説世界監獄史事典』¹¹⁾が代表的である。重松は検察庁・刑務所・少年院等の官職を歴任しており、豊富な行刑経験と実務感覚に支えられ、日本の

刑罰史を中心に多数の論稿を残しているが、彼が世界に関心を向け、書き上げたのが上述書である。これは、豊富な視覚的資料と深い洞察に裏打ちされた、極めて読み応えのある著作ではある。しかしながら、近代自由刑の執行場所としての監獄・刑務所にとどまらず、中世以前の身体刑の拘禁や、軍事監獄や債務監獄などの刑事施設とは異なる類型としての監獄、有罪判決前の被告人を収容する未決監獄等にまで考察の対象を広げていることから、全体の分量に比して、近代自由刑の行刑制度の歴史に関する記述が少なくとどめられてしまっている。

また、近年は日本法制史の立場から、明治期の監獄制度の発展史についての研究がいくつかなされていることが注目に値する¹²⁾。しかしながらこれも、その視座はあくまでも明治期日本に置かれ、そこから西欧、特にドイツの監獄制度が継受されていく過程に注目したものであり、西欧を中心とした制度史そのものを取り上げているわけではない。

こうした研究状況の下、本稿で訳出するシュミットの、近代ドイツにおける監獄制度の改革に関する記述は、内容的な詳細さという面では先行研究に見劣りするものの、あくまでも、刑事法学者による刑事司法制度変遷史記述の一環として監獄史を論じているという面において、近代自由刑の行刑制度を概観するには十分な情報を内包していると言えるだろう。また、上述の重松や、アメリカの監獄社会学者ノーマン・ジョンストン¹³⁾等の考察が、近代自由刑の源流であるとされるイギリスと、その影響を直に受けた北アメリカを中心とするものに対し、シュミットの記述があくまでもドイツにおける変遷を重視するものである点からも、我が国の監獄制度の継受元がドイツにあることを鑑みれば、その重要性は見劣りするものではないだろう。

以上の理由から、本稿においては、『ドイツ刑事司法史』の近代ドイツにおける監獄制度の改革に関する部分を訳出するものである。なお、本書には原註がなく、付されている脚注は全て訳者によるものである。また、訳出に当たっては岩手大学大学院人文社会科学研究所修士課程の工藤美季さんの協力を得た。

2. 翻訳

第二章 刑事司法実務の発展

一 実体法

一・四 監獄改革

二四三 プロイセン王国内では、たしかに一八世紀の間に懲治場（一八三参照）の数が増加した。しかし、しばしば請負制度（一八三参照）が行われ、囚人の適切な区分けが十分には行われず、儉約に重きをおきすぎた結果、大多数の施設が刑事政策的な目的には役立たないものとなった。一七三八年や一七六九から七〇年にかけて行われた散発的な調査は、その度ごとに改めてこのことを示した。一般ラント法と回状勅令（一七九九年）が初めて、監獄制度全体の根本的な改革を軌道にのせる新たな契機を与えたのである。スヴァーレツはすでに一七八六年

10) 柏書房、2001年。

11) 柏書房、2005年。

12) 例として、姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究：欧州監獄制度の導入と条約改正をめぐる』(成文堂、2011年)および児玉圭司「明治初期における監獄制度の展開-西洋の監獄制度との出会いとその受容」『刑政』119巻11号、2008年。

13) ノーマン・ジョンストン/丸山聡美・小林純子訳『図説監獄の歴史』(原書房、2002年)

のある建白書で、多くの監獄は悲惨な状態にあり、脱獄に対する十分な備えもなく、囚人の矯正にも適していない、と指摘している。彼は釈放された者の状況にも注目し、扶助が全くないためにこじきの境遇や新たな犯罪に追い込まれている、とする。彼は監獄とは別に「作業一労役場」を設置し、確実に稼ぎの得られる機会が見つかるまで釈放された囚人をそこに収容する、ということを提案した。このことで、スヴァーレツはいわゆる矯正の事後拘禁の生みの親となった。これは純粹に行政＝警察的な処置であるが、クライ的な刑罰と保安手段との二元的結合（二四二）を早くも完全に示唆したものであった。回状勅令を公布した後に、フリードリヒ＝ヴィルヘルム三世は一七九九年六月二五日刑事裁判令で、末端の小領主監獄（Patrimonialgefängnissen）に至るまでの全ての監獄の状態について報告するように命じた。これに基づいてなされた総括の結果、名状しがたい惨状が明らかになった。懲治場でさえ、往々にして相当に陰鬱とした状態にあった。都市や、特に小領主のもとにある監獄は、筆舌に尽くしがたい惨状にあった。当時の刑事政策の要求からして、監獄全体に対して否定的な評価がなされたのも当然であった。懲治場の状況を目の当たりにして、社会復帰へのあらゆる期待が萎んでいかざるをえなかった。脱獄に対する備えは、特に地方の小監獄には少しも存しなかった。監獄制度を法律の定める特別予防的な刑罰機能と一致させるには、徹底した取組みと莫大な資金が必要であった。とはいえ、それには時間を要することから、少なくとも公共の安寧を保持するために、まず、ダンツィヒ都市裁判所が一七九九年四月に行った提案に基づき、**国外追放**が考え出された。ロシアはすでに、プロイセン国家がナルヴァで引き渡した犯罪者をシベリアに追放する、と宣言していた。一八〇一年にはナルヴァに向けて最初の国外追放移送が行われた。しかし、この試みは帝政ロシア当局の不誠実さのゆえに挫折した。というのも、犯罪者をナルヴァへ引渡したすぐ後に、追放された者の大部分が組織的強盗団として東プロイセンに現れ、プロイセン警察をかなり疲弊させたからである。その後、ロシア政府の反対により、それ以降はこのような試みは行われなかった。しかし、監獄改革の必要はこの試みの間も忘れ去られることはなかった。ジョン・ハワード『監獄事情』（一七七七年）に由来する大々的な英米の監獄改革運動は、ドイツの大衆向けの刑事学文献に多くの反響をもたらした。プロイセンでは、特にハレの刑務所付き牧師ヴァークニツの名高い著書『ドイツにおける極めて重要な（merkwürdigsten）監獄に関する歴史的報告ならびに指摘』（一七九一／九二年）を通じて知られるようになった。この基本思想を一八〇一年二月二八日刑事裁判令は実に忠実に受け継いだ。「しかしながら、まだ改善の見込みのある犯罪者を矯正し、彼らを矯正しえない悪人どもから隔離するという目的に適った施設を設けて、監獄から釈放される犯罪者がまっとうな方法で稼ぎを得る機会と手段を持つように配慮することなくしては、最良の刑罰法規でさえ目的をかなり不完全にしか達成しないであろう」。これにより、意欲的にかつ慎重に始められた司法省の試みは、一八〇四年には『よりよい刑事司法制度の一般的導入および監獄ならびに刑事施設の改善のための総合計画』を提示するに至った。たしかに、この総合計画は専門家の意見として出された多くの提案や、とりわけ司法大臣ゴールドベクが自ら起草した『諸原則』よりも劣ったものであった。しかし、改善不能な者と改善可能な者とを適切に区分けし、前者に城塞、後者に刑罰—改善施設という異なる種類の施設を使用することによって、あらゆる社会復帰に必要な個別化を囚人の大多数にもたらす必要性が明確に示されたのである。実際に実行されれば、この体系は、すでに矯正の事後拘禁のために設置されていた労役場（一七九一年にシュトラウスベルク、一七九三年にターピアウ、一七九七年にプレントラウ、一七九八年にウカミュンデ、一七九九年にノイシュテティン、一八〇〇年にランツベルク）と結びついて疑う余地なく効果をもたらし、特別予防的になされるべき行刑に関するさらなる実務的経験を積む基盤を

供しうるものであったろう。プロイセンの『総合計画』は明らかにペンシルバニアやオーバーンの一面的な拘禁制度を凌駕していた。『総合計画』は完全に、個々の専門家がすでに一致して提案していた進歩的体系の方向に進んでいたからである。しかし、この計画は実施されるに至らなかった。というのも、一八〇六年の惨敗は、プロイセン国家から、計画実施のために必要な方策を示す可能性を長期にわたって完全に奪ったからである。しかも、国家再建の後には、フォイエルバッハの主張した理念、すなわち、あらゆる特別予防に反対する自由主義的刑法の理念が『総合計画』の精神に反する影響力を及ぼしたので、結局、この計画の実現はついに着手されなかったのである。

第三章 行刑

三〇〇 行刑に関する法は、自由刑の執行に関する限り、この偉大な法統一にはまだ含まれていなかった。その理由は、ドイツにおける刑務所（監獄）制度が多種多様に発展していたことにある。したがって帝国の立法者はまず法統一を断念せざるをえなかった。一八六九年七月一日の草案は、このことを次のように表現している。「かの施設がどのようなものであるべきかについては、この法案は一般的な規定をおくことを断念せざるをえない。なぜなら、現時において連邦の諸ラントになお見られる刑務所（監獄）の多様性が、この共通の刑法のそのような規定を実体のないものにしかねないからである。しかし、連邦のすべての州によって一様に努力されるべき達成目標として、次のことが求められる。すなわち、刑務所（監獄）は可能な限り同一かつ統一的な原理にしたがって設置され、管理されなければならない。というのは、同一の刑法にしたがって言い渡された刑罰が連邦のどこにおいても同一の条件および形式で執行されるときに初めて、この刑法典によって与えられる法統一は刑の執行段階においてもその真の成果をもたらすことになるからである」。

この断念が不可避であったことを理解し、かつ一九世紀におけるドイツ刑事司法の発展過程を完全に把握するためには、自由刑が全刑罰体系の中で獲得した役割に刑務所（監獄）制度を適合させようとした努力に目を向ける必要がある。一八世紀以来、自由刑が刑罰体系の中心であった。一九世紀には自由刑の意義は、絶えず抵抗に遭いながらも、死刑が廃止されていないところでは身体的懲戒、晒刑、その他の時代遅れの刑罰観の残滓を排除することで、著しく高まっていった。このような刑罰体系に依拠している刑事司法の有効性にとって、この発展過程において行刑の諸原則と刑務所（監獄）の中の状況がどのように形成されたかは、当然のことながら決定的な意味を持っている。

三〇一 我々は、上記（二四三、二五一）で次の二つのことを見てきた。一つは、一八〇四年の『総合計画』に至った監獄改革が、世紀の変わり目にプロイセンでどのようにして始まるうとしていたのか、ということである。二つ目は、一八〇六年の惨敗がなかったならば、この改革が必要な手段を自由に用いることができるようになることで、広範囲に及びまたドイツにとって模範となる意義を監獄制度の歴史において獲得したであろうことである。しかし、他のドイツ諸国と同様に、プロイセンではナポレオンによる混乱の時代に改革の見込みが低下せざるをえなかった。その結果、リベラルで法治国家的な刑罰観がフォイエルバッハの指導のもとであらゆる特別予防的な思想に対して勝利をおさめたことによって、ドイツのラントからなる複合体（Staatenwelt）が抜本的な検討に基づいて回復された後に、監獄改革の努力が進展していくことが妨げられたのである。

しかし、その間にドイツ以外では大掛かりな監獄改革運動が進展した。オランダにおいての

み行刑は模範的なあり方を保っていた。それゆえ、オランダは監獄制度の発展に再び影響を与えることになった。このことの結果は一七七〇年代にオーストリア領フランドル及びイングランドで現れた。一七七二年から七五年にかけて、ヘントではジャン・ジャック・フィリップ・ヴィラン XIII 子爵 (Vicomte Villain XIV.) (「犯罪者および浮浪者を彼らの長所を引き出すように矯正し、国家にとって有益な人間にする手段に関する報告書 (Mémoire sur les moyens de corriger les malfaiteurs et fainéants à leur propre avantage et de les rendre utiles à l'Etat)」一七七三年) の構想に基づいて有名な 'Maison de force' が設置された。ここで初めて拘禁制度の明らかな問題点の解決が試みられた。つまり、囚人ひとりひとりをその特徴に合わせて処遇するために、個別的な措置をもって囚人の一定の集団にアプローチする試みが行われた。それゆえこの施設は「共通の、隣接した建物の中に一定数の仕切りがなされた作業場をまとめておき、各作業場で日中の共同作業に囚人の特定集団を従事させ、夜には彼らを別々に独房に収容する」(フォン・ヒッペル) というものであった。それゆえヘントの 'Maison de force' は、近代的意味における最初の刑務所と言うことができる。

ヘントのこの刑務所が完成した二年後に、イングランドで一八世紀末の国際的な改革運動に著しい刺激を与えたといわれる著作が現れた。すなわち、ジョン・ハワード (一七二六—一七九〇年) の『監獄事情』である。この作品はそのほとんどが、ハワードが大周遊旅行の最中、ヨーロッパの大半の国の監獄で得た自身による観察の成果であり、まさにイギリス風な飾り気のない客観的な事実の報告であった。それは、いわゆる刑務所、労役場、監獄および矯正施設において行われていた倫理的害悪に人々の目を向けさせることを目指したものであった。オランダにおける「獄内に見られる秩序と清潔、囚人の勤勉と規律正しい行状、裁判官と監督官の温情と配慮」¹⁴⁾ がハワードに強い印象を与えた。この模範を目の当たりにして彼は、大陸ヨーロッパに劣らずイギリスの監獄制度を悩ませている弊害に立ち向かった。彼は拘禁制度として単独拘禁を支持し、イングランドにおけるいくつかの小さな単独拘禁施設の建設 (ホーシャム一七七九年、ベトワース一七八五年、グロスター一七九一年) にきっかけを与えた。しかし、ハワードの死後、イングランドでは徹底した改革は起こらなかった。ミルバンクの施設ではヘントの制度の模倣が試みられたが、すべて行き過ぎに終わってしまい、大きな成果は得られなかった。

しかし、その間に、とりわけベンジャミン・フランクリンの影響の下で、この改革運動はアメリカに根を下ろすことになった。一七世紀にすでにアメリカではオランダの影響が表れていた。一七七六年二月七日にフィラデルフィア監獄協会が設立され、この協会は戦争の間は分裂したが、一七八七年に再度組織され、監獄改革を精力的に導入するために、ハワードと連携をとるようになった。その最初の成果は、一七九〇年にフィラデルフィアのウォルナットストリートに設立された刑務所であった。これは、囚人の自己反省がなにもによっても妨害されないように、労働の際を除いて単独拘禁を昼夜問わず厳格に行うという原理に基づくものであった。ここではキューカー的精神が働いていたが、度を超していたために実際の効果が妨げられた。それゆえ、フィラデルフィアの「独居拘禁システム」は、ニューヨーク州オーバーンで新しい刑務所が設立されたとき (一八二三年) に、「沈黙拘禁システム」に置き換えられた。この拘禁制度の本質は、極めて厳格な沈黙命令に支配された共同の日課にあり、これは夜間の囚人の隔離とセットになっていた。労働は他のより大きな施設で行われなければならないが、

14) ジョン・ハワード/湯浅猪平訳『監獄事情』(矯正協会, 1972年), 84頁。

一方で、隔離においては独房棟が役立てられた。しかし、フィラデルフィアは昼夜を通しての単独拘禁に固執し、当然ながら強制労働を実施し、チェリーヒルのあの有名な東州立刑務所（一八二三年）、すなわちあらゆる国の旅行者が訪問し感嘆するあの刑務所において独居拘禁システムを実行したのである。このようにアメリカでは、オーバーンとペンシルバニアのシステムは対照的なものであった。

アメリカで拘禁制度をめぐる争いにおいて純粋な単独拘禁から目が背けられている間に、ヨーロッパでは単独拘禁制度が定着していた。一八四〇年にはロンドン近郊のペントンヴィルで東州立刑務所に倣った刑務所が設立された。この刑務所は特徴的な放射線状の構造を示しており、中央棟に向かってのびる独房翼舎は中央からのみ出入りができ、また中央から監視できるようになっていた。独房翼舎の間には個別の中庭 (Einzelspazierhöfe)¹⁵⁾があり、屋外での運動の際にも囚人の隔離が可能になっていた。しかしながらその際に注目すべきことは、この単独拘禁施設での囚人の収容は進歩的な考えに基づく行刑のはじまりでしかなかった、ということである。この行刑は植民地オーストラリアの流刑地で発展し、異なる刑罰の等級に囚人を選別すること、共同拘禁、そして漸次的に自由を拡大していくこと（植民地への移住）へと至った。

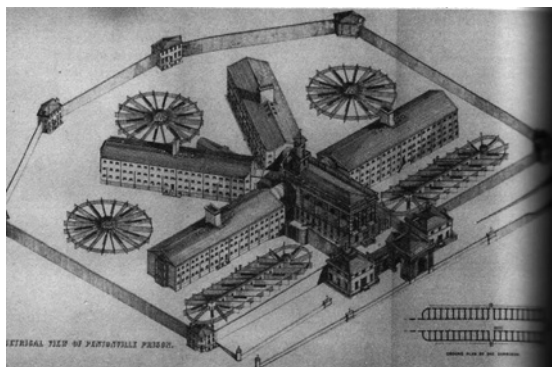


図 1

三〇二 ドイツでは刑務所制度の発展はまず解放戦争後にアングロアメリカの改革運動からの影響を受けることなく行われた。心理強制説の一般予防的刑法観にとって行刑は副次的な意味しか持たなかったために、行刑に強い関心が向けられることはなかった。たとえば一八〇四年のプロイセンでの『総合計画』の再開は、刑罰が特別予防的に機能する可能性を熟考することを前提にしていたであろう。しかし、それはかつて支配的だった自由主義的刑罰観の意味において再開されたわけではもはやなかった。したがって、一八世紀から受け継がれてきたように、刑務所での外面的な清潔さ、秩序づけられた作業過程、そして極めて軍隊的な規律の結果としてもたらすことに甘んじてしまった。刑務所の業務は退官した士官及び退役下士官に委ねられ、人格指導及び人格矯正のための特別な適性が彼らに要求されることは支配的な刑法観に照らして必要ないとされた。

一八二〇年代の終わりに急激な変化が生ずる。アングロアメリカの改革の理念がハンブルクでドイツにおける地歩を固めたときに、刑務所制度と行刑の諸問題は学問的な関心の対象と

15) ペントンヴィル刑務所の構造については下記の図1を参照のこと。なお、図1はノーマン・ジョンストン（註13）、201頁による。

なったのである。ハンブルクの医師ユリウス博士は、「監獄学講義」（一八二八年公刊）と題する講義を行った。この講義は多くの関心呼び、後にフリードリヒ・ヴィルヘルム四世となる皇太子も聴講していた。フォン・ヤーゲマンとミッターマイヤーの二人と並んで、フォン・ホルツェンドルフがこの業績を広め深めた。ユリウスの手によって編集された『刑務所・矯正施設年報』（一八二九・一八三九年）、続く『監獄学及び矯正施設年報』（一八四二年以降）が発行され、一八六五年には『監獄学雑誌』の堂々たるシリーズが刊行されはじめた。この時代の倫理的かつ刑罰論的な観念はユリウスの影響の下でまずは単独拘禁を唯一の手立て（Heil）であると考えていた。多くの点で型破りな刑法学者であるカール・ダフィット・アウグスト・レーダー（一八〇六—一八七九年）の、一般的な刑罰論の枠組みから外れた「矯正理論」もまた単独拘禁を支持した。特に意義深かったのは、フランクフルト・アム・マインで初めて開催された国際監獄会議も単独拘禁に賛成の態度を取ったことである。「監獄協会」が設立され、キリスト教的また倫理的観点から監獄制度と受刑者の処遇に関心を与える人々が結集した（ベルリン受刑者矯正協会、ライン・ヴェストファーレン監獄協会）。こうして一八四〇年頃からドイツにおいても監獄改革が始まったが、これは当然ながらドイツのラントにおいてそれぞれの原則に従っていたため、成果はあまり広範囲に及ばず、個別的なものにとどまった。バーデンでは一八四八年にブルッフザル男子刑務所が設立されたが、これはドイツにおいてペントンヴィルを模範とする最初のものであった。このようにして、続く時代には単独拘禁制度がバーデンの行刑の一般的な基礎となった。プロイセン内では同一の制度による行刑の統一は可能な範囲にはなかった。刑務所の管理が一部は内務省の、一部は司法省の所轄であったという事実だけでもその妨げとなっていたためである。小さな施設は司法省の管轄に属していた。改革運動はこれらの小さな施設ではほとんど形跡を残すことなく通り過ぎてしまった。内務省はハレでオーバーンの制度を導入したが、フリードリヒ・ヴィルヘルム四世の即位後にはペントンヴィルを模倣するようになった。これは、彼がユリウスとヴィヒェルンの影響の下で単独拘禁制度の支持者であったからである。ペントンヴィルを模範としてベルリンのモアビート刑務所が設立され、ミュンスター、ブレスラウ（ヴロツラフ）、ラーティボル（ラチブシュ）の刑務所がこれに続いた。しかし、これらの刑務所における模倣は中途半端なものであった。なぜなら、ペントンヴィルの行刑において決定的な意味を持っていた、受刑者を自由にする方向へ例のごとく徐々に段階的に移行していくこと（上述三〇〇）は、これらの単独拘禁施設で送る刑罰としての時間には結びつけられていなかったからである。ドイツの受刑者は全刑期を——つまりはしばしば全くの孤独のうちにある数年間を——送り、「服役」後には不親切にも突然に自由の身へと放り出された。つまり、追い払われたと言うこともできよう。

バイエルンでは一八三〇年代に、人格指導に類い希な才能を持っていたミュンヘンの刑務所長であったG・M・オーバーマイヤーは、自身の刑務所で受刑者に適した分類を通じて処遇と指導を個別化させる方向性を行刑に取り入れようとした。オーバーマイヤーの個人的な成果は異論の余地の無いものであった。彼の著作『刑務所における犯罪者の完全な矯正のための手引き』（一八三五年）は然るべき注目を集めた。しかし、彼の個別処遇システムには特別予防の理念が息づいており、またそれは不定期刑を要求するまでに至っていたので、この時代の精神にあまり相応しくなかった。さらに正当にも、このような制度は、冷静な態度と教育的手腕とを自己抑制された人間愛（entsagungsbereiter Menschenliebe）と倫理的真摯さ（tiefem sittlichen Ernst）と結び合わせたような人物の手に行刑と受刑者処遇が委ねられた場合にしか、成果を上げられないと感じられていたのである。このような人材が欠けており、また、施設の人員の補充は個人的適性に目を向けて行われていたわけではなかった。それゆえ国際監獄会議

(一八四六年)は、「オーバーマイヤー氏の制度はオーバーマイヤー氏自身のものでしかない」と断言している。この言葉はここで名前を挙げられた者の功績を評価すると同時に、彼のやり方に倣うことを一切放棄するものでもあった。バイエルンにおいてですら、オルデンブルク(フェヒタ中央刑務所)、ヴェルテンベルクそしてハノーファーと同様に、一八六〇年以降は単独拘禁制度への移行がなされた。メクレンブルクのドライベルゲン刑務所(一八三九年)はオーバーバンのシステムに倣った。しかし、ここでもまた単独拘禁への傾向がやがて優勢になった。単独拘禁は実際のところ、各地の刑法典と帝国刑法典を支配していた行為応報(Tatvergeltung)と一般予防的威嚇の精神とに最も良く適合するものであった。しかし、オーバーマイヤーがその豊かな感性をもって彼なりの方法で理解した行刑の理想的使命から引き出したように、特別予防の理念は死んではいなかった。特別予防の理念はドイツ以外ではイングランド、アイルランドそしてアメリカの行刑において生き、さらに成果を収めていた。イングランドとアイルランドでは受刑者の道徳的均衡(sittlichen Gleichgewichts)の漸次的回復と有罪判決を受けた者の市民社会への漸次的再編入の思想のうえにたつて段階的な行刑の制度が発展した。受刑者は全刑期を単調な行刑のもつて終えてはならないとされたが、それは刑の終了に際して完全な被収容状態と完全な自由との心理的かつ社会的に危険で急激な変化に受刑者が曝されるためである。むしろ受刑者は行刑において厳格な単独拘禁から漸次的に緩和された共同拘禁へと進み、そして(最初は条件付きで行われる)釈放の前には中間刑務所(intermediate prison)において予めより自由に外界と交通すべきものとされた(ミッターマイヤー、フォン・ホルツェンドルフらが呼ぶところの「アイルランドシステム」)。これはすべて、ヴァグニッツ(上述二四三)、クライン(上述二一六、二四一)、テルカンプフ(プロイセン)、オーバーマイヤー(バイエルン)らがすでに主張していた理念と関連するものであった。しかし、ドイツではこのような思想が実現するに至るには程遠かった。他方、オーバーマイヤーの理念はアメリカの改革者E・C・ワインズに強い影響を与えた。精神的・身体的な訓育を基礎として、自由な状態で生活をするための教育によって矯正するという思想は、エルマイラ(ニューヨーク州)やその他の地で試されたアメリカの矯正制度の中で成果をもたらした。ワインズは、数十年後にドイツでも受け継がれることになるこのアメリカの刑務所改革の中心人物であった。

三〇三 六〇以上もの服務規律と行刑規則の色とりどりの見本カードが、さしあたっては行刑のラント法上の基礎であり続けた。もちろん法統一の思想の火は、最初は一八七〇年、一八七五年、一八七六年の帝国議会決議で、続いて自由刑の執行に関する帝国法律草案において、幾度も燃え上がった。この草案は一八七九年三月一八日に帝国参議院に委ねられたが、そこから帝国議会に提出されることはなかった。一八九七年一月、ドイツの諸政府は自由刑の執行に際して適用されるべき一連の「諸原則」について意見の一致に至った。しかし、そこでは各ラントの様々な行政制度をまったく外面的のみに統一させる以上のことは得られなかった。行刑の内容的な運用形態に関する重要なことはすべて、ラントの中央行政の裁量に委ねられたままであった。したがって、この「連邦参議院諸原則(Bundesratsgrundsätzen)」には新しい理念は見出せない。二〇世紀の刑法改革によってようやく、ドイツにおいても新しい刑務所改革と行刑制度の帝国レベルでの統一とを共に開始しうるための諸前提が作り上げられることとなった。